

令和3年第2回（6月）定例会

# 議案説明

令和3年5月20日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田市土地開発公社の令和2年度決算概要及び令和3年度事業計画概要について	1
同意第1号	山陽小野田市副市長の選任について	2
同意第2号	山陽小野田市教育委員会の委員の任命について	2
同意第3号	山陽小野田市監査委員の選任について	2
報告第3号	繰越明許費予算の繰越しについて	4
報告第4号	繰越明許費予算の繰越しについて	4
報告第5号	病院事業会計建設改良費予算の繰越しについて	4
報告第6号	水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	4
報告第7号	工業用水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	4
報告第8号	下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	5
議案第46号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について	6
議案第47号	令和3年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について	6
議案第48号	令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について	7
議案第49号	山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について	7
議案第50号	山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第51号	山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第52号	山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第53号	山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	8

承認第3号	令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）に関する専決処分について	8
承認第4号	山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について	8
承認第5号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	8

本日は、令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市土地開発公社の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

令和2年度決算については、公有地取得事業、土地造成事業とも用地の取得及び買収はありません。

一方、収益的収支においては、小野田・楠企業団地の売却等により、4,892万9,005円の事業収益がありましたが、結果的に80万2,304円の収益となりました。その結果、年度末剰余金の合計は1億9,714万1,740円となっております。

次に令和3年度事業計画については、用地売却事業として小野田・楠企業団地、駅南総合開発用地等を売却する予定にしております。土地造成事業としましては小野田・楠企業団地の工事費等として200万円の支出を予定しております。収益的収支においては、事業収益等3億90万円の収入、事業原価等2億8,428万3,000円の支出を予定しております。

土地開発公社の運営については、今後とも、土地開発公社本来の目的達成のため業務の健全なる運営ができますよう適切なる指導を行ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました同意第 1 号から同意第 3 号までについて、御説明いたします。

同意第 1 号は、副市長の選任についてであります。

現副市長の古川博三（ふるかわ ひろみつ）氏の任期が本年 5 月 23 日をもって満了するため、後任を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任の副市長の選任には、引き続き古川博三氏を選任したいと思っております。古川氏は、昭和 54 年に小野田市に奉職され、経歴にもありますように、行政運営に関する知識、経験が豊富であり、平成 29 年 5 月からは副市長として、本市の抱える課題解決に努められるなど市政全般にわたり幅広い経験を有しておられ、「活力と笑顔あふれるまち スマイルシティ山陽小野田」の実現のために大いに貢献してくれるものと確信しております。

同意第 2 号は、教育委員会の委員の任命についてであります。

現委員の中村眞也（なかむら しんや）氏の任期が本年 5 月 30 日をもって満了するため、後任委員を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任委員には、引き続き中村眞也氏を任命したいと思っております。中村氏は、長年、学習塾を経営され児童生徒の学習指導に携わっており、本市の社会教育委員や P T A 連合会長、平成 29 年からは本市の教育委員を務められ、本市における教育行政や子どもたちの健全育成に携わっておられる経歴から適任であると確信しております。

同意第 3 号は、監査委員の選任についてであります。

現委員の山根雅敏（やまね まさとし）氏の任期が本年 6 月 8 日をもって満了するため、後任委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任委員には、江本勝一（えもと かついち）氏を選任したいと思っております。江本氏は、昭和 54 年に小野田市に奉職されて以来、企画政策部次長や監査委員事務局長を務められるなど行政運営に関する知識、経験が豊富であり、人格、識見ともに優れており、監査委員として適任であると確信しております。

なお、任期満了となります山根氏におかれましては、平成 29 年 6 月の就任以来、

本市監査委員として多大な御貢献を賜りました。その御労苦に対し、ここに深甚なる敬意と謝意を表すとともに、今後の御健勝と御活躍をお祈りします。

以上、御審議のほど、よろしく願いたします。

それでは、報告第 3 号から報告第 8 号までについて、御説明いたします。

報告第 3 号及び報告第 4 号は、令和 2 年度繰越明許費予算の繰越しについてであり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により御報告申し上げます。

報告第 3 号は、一般会計予算において、本庁舎耐震改修事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、市道における社会資本整備総合交付金事業、小野田駅前地区都市再生整備計画事業、旧埴生小学校グラウンド南側法面整備事業等 21 事業について、その経費を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 4 号は、介護保険特別会計予算において、介護保険業務システム改修事業について、その経費を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 5 号から報告第 8 号までは、令和 2 年度建設改良費予算の繰越しについてであり、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により御報告申し上げます。

報告第 5 号は、病院事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 2 年度予算で計上した器械及び備品費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、555 万 5,000 円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 6 号は、水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 2 年度予算で計上した上水道建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、230 万円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 7 号は、工業用水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 2 年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなか

った予算残高のうち、265 万円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第 8 号は、下水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和 2 年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、5 億 4,250 万 8,900 円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

引き続き、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 46 号から議案第 48 号までは、令和 3 年度の補正予算であります。

議案第 46 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、経常的経費を中心に編成した当初予算に対し、政策的事業、新規事業などを追加するものであり、歳入歳出それぞれ 8 億 209 万 2,000 円を追加し、予算総額を 300 億 8,026 万 9,000 円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入では、分担金及び負担金 40 万 9,000 円、国庫支出金 2 億 8,599 万円、県支出金 1,750 万 4,000 円、寄附金 10 万円、繰入金 3 億 9,801 万 8,000 円、諸収入 997 万 1,000 円、市債 9,010 万円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出では、総務費において、庁舎建設整備基金事業、本庁舎環境改善事業、防災気象情報システム導入事業等として 2 億 1,716 万 9,000 円を増額し、民生費では、介護保険特別会計繰出金の減はあるものの、公立保育所 I C T 化推進事業、小野田児童クラブ室整備事業等として 2,970 万 5,000 円を増額しております。また、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種事業として 825 万 9,000 円を増額し、農林水産業費では、6 次産業化・農商工連携応援事業として 350 万円を増額しております。次に、商工費では、商品券（スマイルチケット）発行事業、駅舎バリアフリー化整備事業等として 3 億 9,599 万 1,000 円を増額し、土木費では、地図情報システム構築事業、スマイルエイジングパーク事業等として 1 億 1,142 万 3,000 円を増額し、教育費では、公民館施設屋上改修事業、電子図書館システム導入事業、キャリア教育推進事業等として 3,604 万 5,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正として、庶務事務システム構築・運用事業、本庁舎環境改善事業の 2 事業を追加するとともに、総合保育システム運用事業の変更をしております。

最後に、地方債補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第 47 号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 188 万 3,000 円を追加し、予算総額を 65 億

7,683万8,000円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入では、支払基金交付金491万8,000円を増額し、繰入金303万5,000円を減額しております。歳出では、診療報酬支払基金の令和2年度の精算に伴う償還金188万3,000円を増額しております。

議案第48号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和2年度の決算見込みにおいて歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和3年度の歳入を繰り上げてこれに充てようとするものであり、歳入歳出それぞれ11億9,000万円を追加し、予算総額を230億4,147万1,000円とするものであります。

補正の内容としまして、まず歳入では、諸収入11億9,000万円を増額し、歳出では、令和2年度の歳入歳出差引不足額に充てるため、前年度繰上充用金11億9,000万円を増額しております。

議案第49号は、山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定であります。

これは、将来発生しうる新庁舎建設整備を見据えて、市財政の年度間における財源の調整を行い、財政の健全な運営に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新庁舎建設整備に特化した基金を設置するものであります。

なお、本基金は、当該年度の一般会計歳入歳出予算で定めた額を積み立てる予定としております。

議案第50号は、山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。

これは、関係政令が改正され、審査申出書及び口述書への押印義務付けが廃止されたことに伴う所要の改正であります。

議案第51号は、山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正であります。

これは、市の職員として任命する場合に提出させる宣誓書への押印義務付けについて、市の押印廃止方針に従い所要の改正を行うものであります。

議案第 52 号は、山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部改正であります。

これは、令和 4 年度以降のサッカー交流公園の運営方法について、指定管理者制度の導入を可能とするための所要の改正であります。

議案第 53 号は、山陽小野田市立保育所条例の一部改正であります。

これは、現在、厚狭駅南部地区に建設中である山陽地区保育所が、令和 4 年 4 月 1 日に供用開始となり、同時に下津保育園、津布田保育園及び出合保育園が閉園となることから、名称等の所要の改正を行うものであります。

承認第 3 号から承認第 5 号までは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第 3 号は、令和 3 年度一般会計補正予算に関する専決処分についてであります。

今回の補正は、当初予算において、デジタル化を推進するため専門人材の派遣に要する経費を計上しておりましたが、派遣元の民間業者と協議を進めていく中で、当初想定しておりました雇用形態に変更が生じたため、予算の組替えが必要となったことによるものであります。また、3月に国において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯で低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとされたことに伴い、本市においても早期に給付金の支給を行うことになりました。これらはいずれも早急な予算措置が必要な案件であったことから、令和 3 年 4 月 1 日に専決処分を行ったものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ 5,804 万 3,000 円を追加し、予算総額は 292 億 7,817 万 7,000 円となりました。

承認第 4 号は山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分及び承認第 5 号は山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 3 年 3

月 31 日に専決処分を行ったものであります。

承認第 4 号税条例等の一部改正の主な内容としましては、地方税法等において、固定資産税の土地に係る負担調整措置について現行の負担調整措置の仕組みが継続されること、住宅借入金等特別税額控除について一定の場合に適用期限が延長されること、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減が延長されることなどが措置されたことに伴う所要の改正であります。

承認第 5 号都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては、都市計画税の土地に係る負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みが継続されることなどが措置されたことに伴う所要の改正であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。